

資料④

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事に係る施工計画書の記載事項の簡素化について

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事（災害関連緊急事業，災害予防事業を含む）において，次のとおり施工計画書の記載内容の一部省略を可能とすることとします。

1. 施工計画書の記載事項の一部省略について

(1) 対象

平成30年7月豪雨に伴う当初請負金額3,500万円未満の災害復旧工事

(2) 記載内容の一部を省略できる事項

省略することができる事項 ^{※1}	記載が必要な事項
(1) 工事概要	(2) 計画工程表
(3) 現場組織表	(6) 主要資材
(4) 指定機械	(7) 施工方法 ^{※2}
(5) 主要船舶・機械	(8) 施工管理計画
(13) 現場作業環境の整備	(9) 安全管理
(15) その他	(10) 緊急時の体制及び対応
(17) 現場環境改善等の実施内容	(11) 交通管理
(18) 安全・訓練の活動計画	(12) 環境対策
	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
	(16) 段階確認に関する事項

※1 監督員が記載を求めた場合は，これによらず記載するものとします。

※2 施工方法については，共通仕様書に基づくものであれば省略は可能とします。ただし，特殊なもの（共通仕様書に施工方法の記載がないもの）は省略できません。なお，共通仕様書において施工計画書に記載することとなっている事項については，監督職員の指示によるものとします。

2 適切な施工の確認について

上記の「省略することができる事項」は，あくまでも施工計画書における記載を省略したものであり，当該事項については各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要があります。

受注者は，これらの実施状況を適宜整理し，発注者から確認を求められた際には速やかに提出・提示するようにしてください（検査時を含む）。

3 適用期間

令和元年6月12日以降に公告及び随意契約により見積を依頼する工事から適用します。

ただし，適用日以前に契約済み，または公告等した災害復旧工事についても，監督職員の指示によりこの取扱いを適用できるものとします。